



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆さま、いかがお過ごしでしょうか。  
先日の中秋の名月は、ご覧になりましたか？ 私は京都で見ました。日が落ちてからしばらく、東の空は厚い雲に覆われていたので、見えるかな…と不安でしたが、雲から大きなオレンジ色の月が顔を覗かせた瞬間は、おおっと拍手でした。  
朝晩は過ごしやすくなってきましたが、日中はまだまだ暑いですね。どうぞご自愛くださいませ。

★重要 改正★

～最低賃金額の変更～

令和4年度の最低賃金の変更が予定されています。正式な決定はこれからですが、ほぼ、この内容で決定される予定です。

都道府県	最低賃金額（予定）	引上げ額
東京	1072	31
京都	968	31
大阪	1023	31
兵庫	960	32
奈良	896	30
和歌山	889	30

早めに、給与金額の変更など必要がないか、ご確認ください。

## ★9月のお仕事カレンダー★



9/12	● 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
9/30	● 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 7月決算法人の確定申告と納税・2023年1月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

## ★労働経済動向調査★



### ～正社員、パートとも人手不足～

厚生労働省は、労働経済動向調査（令和4年5月）の結果を取りまとめ公表しました。

#### ●宿泊・飲食の業績回復傾向

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着き、宿泊・飲食業の業績が回復してきたことなどから、4月～6月の清算・売上額の判断指数は、11ポイント上昇しました。これは比較可能な1999年以上で最も高水準となっています。

#### ●正社員、パートとも不足超過

労働者の過不足状況については、正社員等の不足超過が37ポイント、44期連続で不足超過となっています。パートタイマーは不足超過が28ポイントで、51期連続の不足超過です。

#### ●産業別の過不足状況

正社員等では、「医療、福祉」「建設業」「運輸業、郵便業」、パートタイマーでは、「宿泊業、飲食サービス業」で人手不足感が高くなっています。

## 中小企業も割増賃金率の引き上げ

来年、令和 5 年 4 月より、月 60 時間を超える時間外労働（残業）の割増賃金率が、25%から 50%に引き上げられます。

平成 22 年の労働基準法の改正により、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が、25%→50%へ引き上げられています。ただしこの時は、事業に与える影響を考慮し、中小企業は 25%のままとする猶予措置が設定されました。

この猶予措置が終了し、令和 5 年 4 月からはいよいよ中小企業でも大企業と同様に、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が 50%となります。令和 5 年 4 月 1 日から労働させた時間について、引き上げの対象となります。

種類	支払う条件	割増率
時間外	法定労働時間（1 日 8 時間、1 週間 40 時間）を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間（1 ヶ月 45 時間、1 年間 360 時間）を超えたとき	25%以上
	時間外労働が 1 ヶ月 60 時間を超えたとき	25%以上
法定休日	法定休日（週 1 日）に勤務させたとき	35%以上
深夜	22 時から 5 時までの間に勤務させたとき	25%以上

### ●深夜労働との関係

割増賃金率は、時間外労働、休日労働、深夜労働についてそれぞれ上の表のように定められています。深夜労働の割増賃金率は 25%以上です。時間外労働が深夜に及んだ場合は  $25\% + 25\% = 50\%$ 以上となり、さらに、時間外労働が月 60 時間を超えて深夜に及んだ場合は、 $25\% + 50\% = 75\%$ 以上となります。

### ●休日労働との関係

休日労働（法定休日、1 週間に 1 日の休日）の割増賃金率は 35%です。週休 2 日制の場合、1 日は法定休日ですが、もう 1 日は法定休日ではありません。この場合において、法定休日に労働した分は、「休日労働」として 35%以上の割増賃金が必要ですが、休日労働は 60 時間のカウントには含めません。

一方、法定休日ではないほうの休日に労働した分は、「時間外労働」となりますので、60 時間のカウントに含めます。仮に会社が、この時間を任意で 35%以上の割増率で支払ったとしても、60 時間のカウントから除くことはできません。

注意しなければならないのは、60 時間までと 60 時間を超えた分を分けて計算しないといけないことです。市販の給与ソフトは今回の改正にほぼ対応していますが、事前に設定の確認もしておきましょう。

\*マイナンバーも安心！  
弊所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

